

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用に関する条例（埼玉県条例第四十一号）（情報システム課）

一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるための条例の制定

二 内容

（一） 県の責務

ア 法第三条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。

イ 国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する。

（二） 個人番号の利用範囲

ア 法第九条第二項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

イ 県の執行機関は、（二）アに規定する事務を処理するために必要な限度で、法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第十九条第七号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報提供を受けることができる場合は、この限りでない。

三 施行期日

平成二十八年一月一日

ただし、（二）の一部については法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日